



国民健康保険

## 施術を正しく受けましょう

町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

柔道整復師（整骨院・接骨院）の施術には、その負傷原因や症状などによって国民健康保険が使える場合と使えない場合があります。国民健康保険の対象と認められなければ、施術料は全額自己負担となります。施術を受ける前に柔道整復師とよく相談しましょう。

### 国保Q&A

**Q.** 保険治療の対象になるのはどんなとき？

**A.** このようなときが該当になります。

- ・急性などの外傷性の打撲、捻挫、挫傷（肉離れなど）、骨折、脱臼

※骨折、脱臼については医師の同意が必要です。（応急処置を除く）

- ・骨、筋肉、関節のけがや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき

**Q.** 保険治療の対象にならないのはどんなとき？

**A.** このようなときは対象外になる可能性があります。

- ・単なる肩こりや筋肉疲労などの慢性的な症状、季節の変わり目による体の痛み

- ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善の見られない長期の施術

・保険医療機関で同一の部位の治療、湿布や痛み止めなどの処方を受けているとき

- ・けんかや交通事故など第三者が原因となるもの（町民税務課国保年金係に届け出が必要です）

- ・家族の付き添いで来たついでに施術したものや、慰安目的のあん摩、マッサージ代わりの利用

**Q.** 柔道整復師の施術を正しく受けるには？

**A.** 次の四つのことを守りましょう。

- ① 負傷の原因を正しく伝えましょう
- ② 療養費支給申請書の内容（負傷部位、理由、治療日など）

をよく確認し、自分で署名などをしましょう

③ 領収証をもらい保管しましょう

④ 治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう

### 治療内容についてお尋ねすることがあります

国保被保険者の方が、国民健康保険を使って柔道整復師の施術を受けた場合、施術の内容確認のため「整（接）骨院の施術内容調査票」を送付させていただきますことがあります。

領収証を保管していただくとともに、照会があった場合は国民健康保険事業の適正な運営のために、ご協力およびご回答をお願いします。



## 被保険者証を再度交付します

町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

10月より後期高齢者医療保険の医療費の一部負担金の割合に2割負担が導入されます。この変更に伴い9月中に再度被保険者証の交付を行います。

### ■保険証有効期間

10月1日（土）～  
令和5年7月31日（月）

### ■その他

7月の年次更新時に交付した後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証は、引き続き使用できます。そのため、9月に交付する被保険者証には同封をしておりませんのでご注意ください。



## 年金

# 障害基礎年金 老後だけじゃない国民年金のサポート

☎ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165  
町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

障害基礎年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

### 支給要件

次の全ての条件を満たしたときに支給されます。

- ① 障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること
- ・ 国民年金加入期間
- ・ 20歳前または60歳以上65歳未満（国内に住んでいる方のみ）の年金未加入期間

※老齢基礎年金を繰り上げて支給している方を除きますので、ご注意ください。

② 障害の状態が障害認定日（初診日から1年6カ月経過した日、または1年6カ月以内に症状が固定した場合はその日）または20歳に達したときに障害等級の1級または2級の状態になっていること

※障害認定日に障害の状態が軽くて、その後重くなったと

きには、障害基礎年金を受け取ることができる場合があります。

- ③ 初診日の前々月までに保険料を納めた期間、保険料の免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間の合計が加入すべき期間の3分の2以上あるか、直近1年間に保険料の未納がないこと。もしくは、20歳前に初診日がある場合

### 受けられる年金額

**令和4年4月分より金額が変更されました。**

#### （1級）

972, 250円+子の加算

#### （2級）

778, 000円+子の加算

※受給者に生計を維持されている子がいる場合は加算があります。（ここでいう「子」とは、18歳になって最初の3月

31日までの子、または20歳未満で1・2級の障害がある子であることをいいます）

#### （1人目・2人目）

1人につき223, 800円

#### （3人目以降）

1人につき74, 600円

### その他

保険料の未納期間があると、障害になった場合でも障害基礎年金を受給できなくなる可能性があります。納付が難しい場合、免除制度を利用できる場合があります。

まずは、ねんきんダイヤルもしくは町民税務課国保年金係にご相談ください。



▲町内のヒマワリ畑

## 総合運動場を

### 休止します

☎ 教育課 社会教育係  
☎ 77・1861

高圧受電設備更新工事のため、施設の使用を休止します。普段ご使用されている皆さまにはご不便をお掛けしますが、ご理解ご協力をよろしく願います。

#### ■休止施設

- ・ 武道館
- ・ 弓道場
- ・ テニスコート
- ・ 野球場
- ・ 陸上競技場

#### ■休止期間

10月1日(土)～

令和5年1月31日(火)

#### ■その他

工事の状況により、工事期間が変更・延長となる場合があります。

